月例研究会(2015年4月22日)

戦後労働運動の 「主流的」な説明と, 主流的説明で見落とされた側面

給木 玲

本報告は、2015年4月17日に国立台湾大学 社会学系で行った講演「戦後時期的日本労工運動」に基づいた報告である。報告は、第一に戦 後日本の労働運動の「主流的」な説明について 概観し、第二に主流的説明が見落としがちな労 働運動の2つの側面、公務・公共部門の労働運動と地域労働運動、について説明した。

主流的説明とは、主に1980年代から90年代半 ばまで主に欧米の労働運動・労使関係研究にお ける日本の労働運動の理解(主に英語文献によ るもの)である。この説明によると、戦後日本 の労働運動・労使関係は, 戦闘的段階(戦後初期) →協調的段階(50年代末より60年代)→参加的 段階(70年代半ば以降)と「発展」したとされる。 戦後初期の戦闘的労働運動は、激しい争議を闘 い. 闘争の結果として労働組合と経営者との間 に「階級的妥協」が形成された。このような階 級的妥協に基づいた協調的労使関係は、60年代 末までに自動車、鉄鋼、造船、化学等の民間産 業の労使関係で支配的となった。主流的説明は、 企業別組合がとくに70年代後半以降、賃金・労 働条件だけでなく企業経営にかんする事項につ いての発言を「労使協議制度」を通じて追求し、 「深い経営参加」を達成したと論じる。さらに、 このような協調的・参加的な労働運動は戦線統 一の主導を通じて全国レベルの労働運動での影 響力を強めた。

このような民間大企業の労働運動に焦点を当てた主流的説明に対し,公務・公共部門の労働

運動は戦闘的路線を志向し、民間部門とは異なる歴史的展開をした。その理由として、争議権や団体交渉権の法的規制、労働組合が法的規制を超えて闘争したこと、組合と政府・当局の対立関係などが挙げられる。講演(および報告)は、57年春闘での国労と国鉄当局のストライキ参加者処分をめぐる対立関係の激化、75年の8日間にわたる「スト権スト」、勤務評定導入反対闘争(勤評闘争)での日教組と政府の激しい対立(57~58年)を事例として挙げた。

主流的説明によって見落とされたもう一つの 側面は、地域労働運動である。80年代末まで の地域労働運動の主要なアクターは、総評の県 評(地評)および地区労であった。県評や地区 労の活動として、春闘やメーデーでの地域レベ ルの集会の開催、地域での未組織労働者の組織 化, 争議支援(とくに中小企業労働者), 選挙 活動、地域レベルの政治・社会運動の組織化あ るいは社会運動への参加などを挙げることがで きる。講演(報告)は、日本の地域労働運動の 活動の一部が「社会運動ユニオニズム」的な運 動として特徴づけられると指摘し、具体的事例 として東京地評および東京の地区労の砂川闘争 への参加、勤評闘争を支援するための社会運動 との共闘会議の結成, 共闘会議方式による警職 法闘争や安保反対闘争への参加を挙げた。ただ し、60年代後半以降活発化した公害反対闘争 では、地域労働運動は活発に住民運動団体と連 携しなかった (一部の例外的地区労はあった)。 講演(報告)は、地域労働運動は、総評の解散・ 連合の結成により消滅あるいは弱体化したもの の、一部の地区労が80年代初めから取り組ん だコミュニティ・ユニオン運動が現在の労働運 動にも大きな意味をもつ地域労働運動の「遺産」 とみることができると論じた。

(すずき・あきら 法政大学大原社会問題研究所教授)